

平成27年度

# 事業概要

平成27年10月

福井県後期高齢者医療広域連合

## はじめに



福井県後期高齢者医療広域連合長  
東村 新一（福井市長）

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の医療を国民全体で公平に支える制度として、平成20年4月に開始されました。

発足当初から、国民の十分な理解を得るため運用面での改善が進められ、現在、制度は定着しました。平成26年度からは、消費税引き上げによる国の増収分が全て社会保障の充実・安定化に向けられており、社会保障制度改革が着実に進められています。

戦後生まれのいわゆる「団塊の世代」が、みな後期高齢者となる平成37年まで高齢化がなおいっそう進み、医療技術の高度化と相まって、医療費が増大するものと推察されますので、医療費の適正化など保険者機能をより強化して取り組んでいく必要があると考えております。

当広域連合は、今後も国の動向を注視しながら、保険者として現行の制度を引き続き円滑に、安定的に運用し、被保険者のみなさまに信頼され、安心していただけますよう誠心誠意取り組んでまいります。

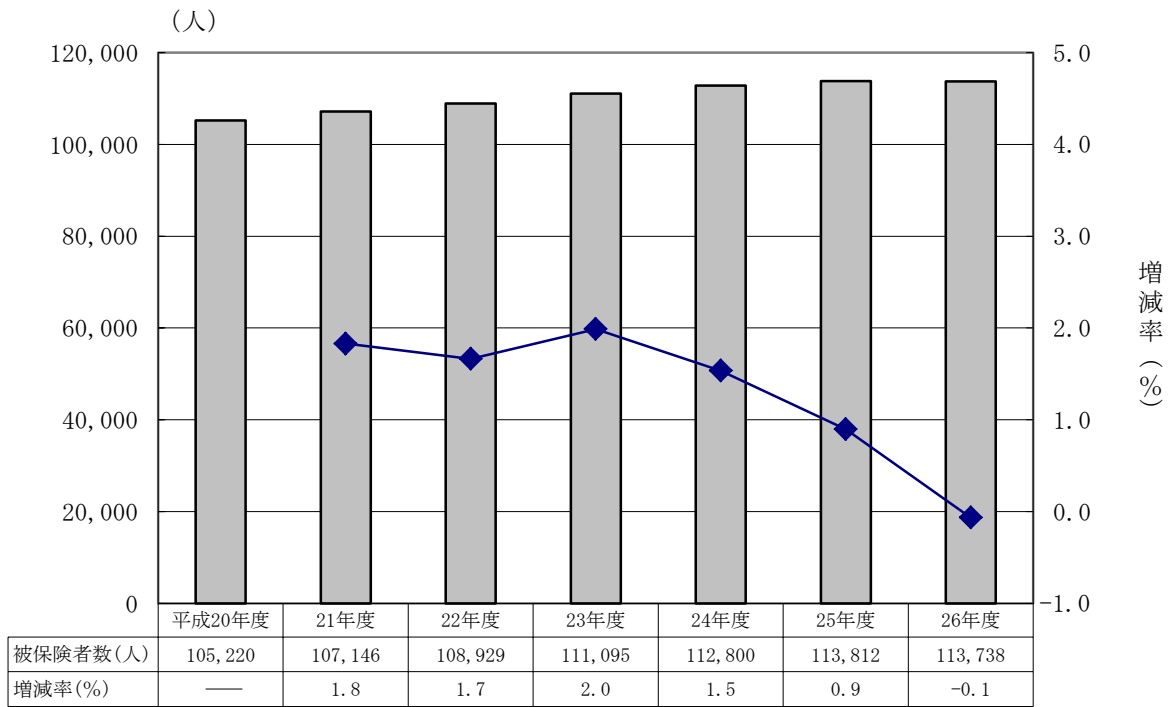
この事業概要は、制度が運用された平成20年度からの事業実施状況をまとめたものであります。多くの方にご活用いただき、この制度への十分なお理解と今後の事業運営に対するご意見やご支援を切望するものであります。

# 目 次

1	被保険者の状況	1
	(1) 被保険者数	1
	(2) 後期高齢者数の将来推計	2
2	保険給付の状況	3
	(1) 医療費	3
	(2) 療養給付費等(医療費－自己負担分)	5
3	保健事業の状況(健康診査事業)	6
4	保険料の状況	7
	(1) 調定額・収納率	7
	(2) 保険料軽減別人数	8
5	短期被保険者証の交付状況	8
	(資料編)	9
	①沿革(規約、広域計画)	10
	②組織(事務分掌)	18
	③予算及び決算	22
	④市町担当課一覧(電話番号)	23

# 1 被保険者の状況

## (1) 被保険者数



※平均被保険者数（3～2月）の実績。ただし、平成20年度は4～2月の平均

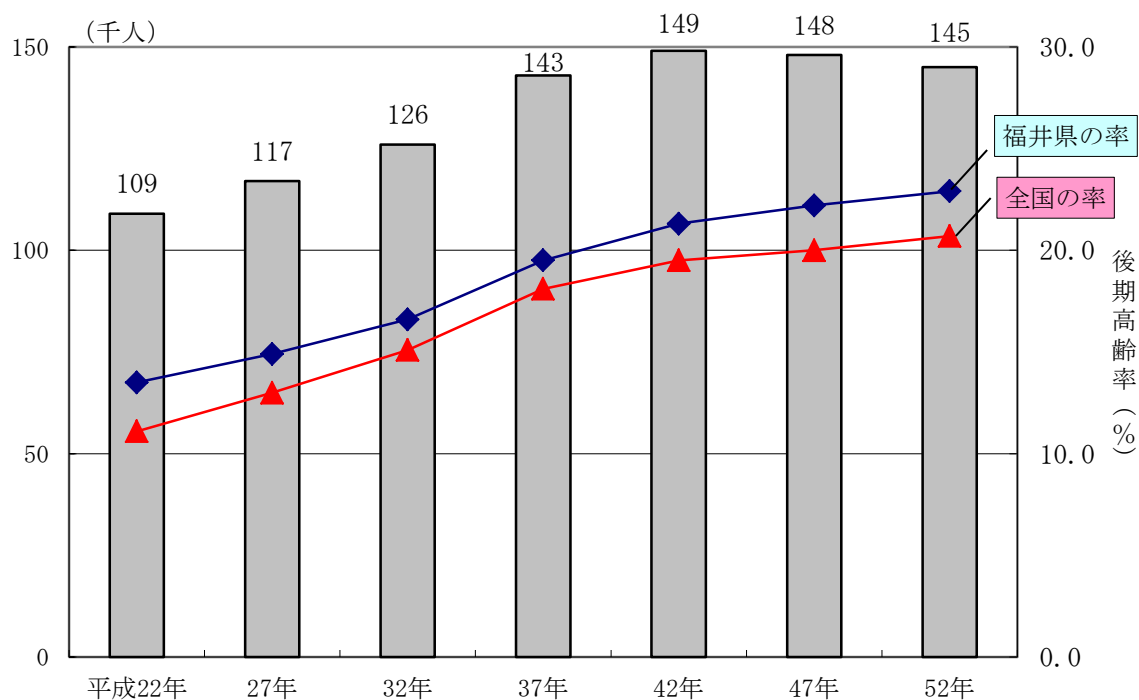
### ◎ 市町別被保険者数（平成27年8月31日現在）

市 町	被保険者数 (人)	構成比 (%)
福井市	36,171	31.5
敦賀市	8,750	7.6
小浜市	4,967	4.3
大野市	6,228	5.4
勝山市	4,468	3.9
鯖江市	8,526	7.5
あわら市	4,552	4.0
越前市	11,706	10.2
坂井市	12,093	10.5
永平寺町	2,978	2.6
池田町	791	0.7
南越前町	2,119	1.8
越前町	3,835	3.3
美浜町	1,831	1.6
高浜町	1,627	1.4
おおい町	1,385	1.2
若狭町	2,829	2.5
合 計	114,856	100.0

### ◎ 年齢別状況（平成27年8月31日現在）

年 齢	被保険者数 (人)	構成比 (%)
65～69歳	977	0.9
70～74歳	1,370	1.2
75～79歳	39,039	34.0
80～84歳	34,921	30.4
85～89歳	24,173	21.0
90～94歳	10,904	9.5
95～99歳	2,988	2.6
100歳～	484	0.4
合 計	114,856	100.0
(再掲) 被扶養者であった者	18,008	15.7
(再掲) 現役並み所得者	5,072	4.4

(2) 後期高齢者数の将来推計



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)

◎ 市町別後期高齢者の状況 (平成27年4月1日現在)

市 町	総人口 (人)	後期高齢者数 (人)	後期高齢率	
			(%)	順位
福井市	266,358	35,422	13.3	14
敦賀市	67,424	8,630	12.8	15
小浜市	30,456	4,949	16.2	9
大野市	35,026	6,213	17.7	6
勝山市	24,754	4,409	17.8	5
鯖江市	68,812	8,299	12.1	17
あわら市	29,300	4,453	15.2	10
越前市	83,614	11,545	13.8	13
坂井市	93,099	11,678	12.5	16
永平寺町	19,291	2,900	15.0	11
池田町	2,852	792	27.8	1
南越前町	11,241	2,099	18.7	2
越前町	22,823	3,768	16.5	7
美浜町	10,054	1,830	18.2	3
高浜町	10,772	1,614	15.0	12
おおい町	8,568	1,401	16.4	8
若狭町	15,806	2,830	17.9	4
合 計	800,250	112,832	14.1	-

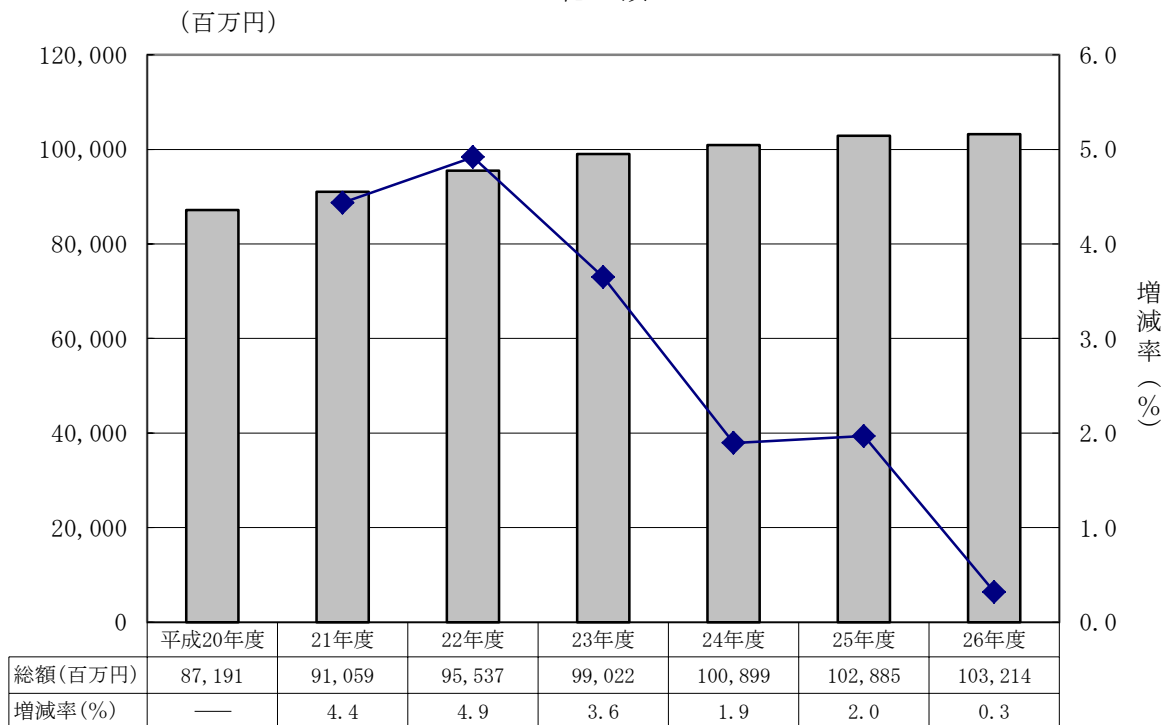
※住民基本台帳に基づく人口

## 2 保険給付の状況

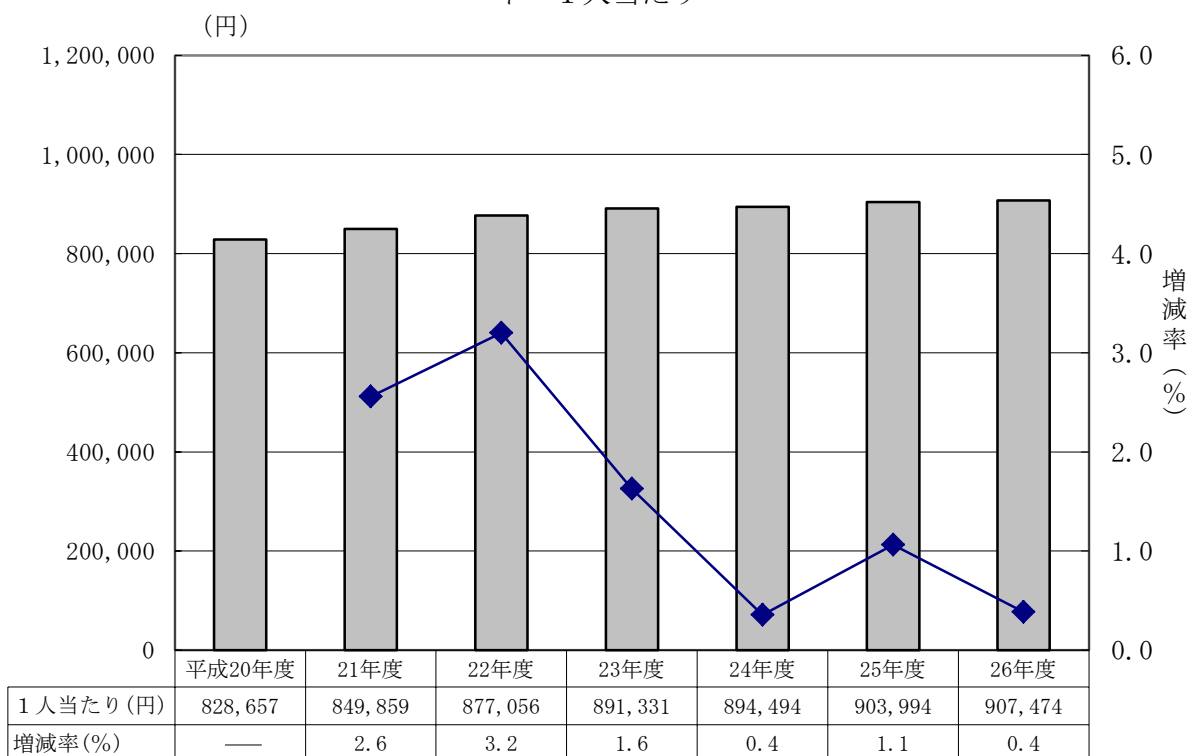
### (1) 医療費

※ 3～2月診療分の療養の給付及び4～3月支給決定分の療養費の総額。平成20年度は12か月に換算

#### ア 総額



#### イ 1人当たり



◎ 市町別 1人当たり医療費の状況

(単位：円)

市 町	平成20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		前年比(25→26)	
	医療費	順位	医療費	順位	医療費	順位	医療費	順位	医療費	順位	医療費	順位	医療費	順位	金額	増減率
福井市	895,281	2	923,939	2	950,987	2	955,144	2	963,847	2	972,866	1	972,434	2	-432	0.0%
敦賀市	837,132	6	861,991	6	865,398	7	868,182	9	888,063	9	897,079	7	901,530	7	4,451	0.5%
小浜市	644,810	17	679,546	17	744,968	16	762,134	16	789,110	15	813,003	13	823,052	12	10,049	1.2%
大野市	815,662	9	831,694	8	863,147	9	900,020	5	901,086	7	908,407	6	890,496	9	-17,911	-2.0%
勝山市	831,108	7	821,177	9	863,309	8	887,136	7	907,308	6	885,681	8	902,019	6	16,338	1.8%
鯖江市	865,575	3	879,763	3	899,875	4	922,381	4	934,681	4	953,379	2	945,018	4	-8,361	-0.9%
あわら市	936,766	1	947,999	1	981,539	1	992,183	1	940,389	3	944,892	4	957,217	3	12,325	1.3%
越前市	736,207	13	748,743	15	777,346	14	810,497	13	795,164	13	819,039	12	813,407	13	-5,632	-0.7%
坂井市	839,389	5	837,855	7	865,685	6	880,520	8	856,306	10	870,369	10	899,990	8	29,621	3.4%
永平寺町	830,662	8	863,517	5	914,611	3	899,348	6	922,940	5	949,293	3	925,606	5	-23,687	-2.5%
池田町	780,539	10	748,886	14	762,836	15	833,468	11	888,711	8	803,792	14	740,420	17	-63,372	-7.9%
南越前町	762,291	11	813,426	10	824,250	11	800,198	14	830,822	12	884,325	9	833,132	11	-51,193	-5.8%
越前町	746,467	12	801,402	11	825,415	10	848,470	10	843,817	11	862,734	11	846,806	10	-15,928	-1.8%
美浜町	847,801	4	871,965	4	871,226	5	932,912	3	980,112	1	922,795	5	986,003	1	63,208	6.8%
高浜町	728,747	15	773,806	13	804,966	12	791,738	15	787,720	16	766,084	15	799,251	14	33,167	4.3%
おおい町	689,701	16	691,114	16	691,859	17	672,487	17	694,593	17	698,385	17	750,667	16	52,282	7.5%
若狭町	731,637	14	778,653	12	793,752	13	817,704	12	790,729	14	760,792	16	793,201	15	32,409	4.3%
県平均	828,657	-	849,859	-	877,056	-	891,331	-	894,494	-	903,994	-	907,474	-	3,480	0.4%

※医療費総額（3～2月診療分及び4～3月支給決定分）を平均被保険者数（3～2月）で除したもの。ただし、平成20年度は12か月に換算したものを、平均被保険者数（4～2月）で除したもの（損害賠償金等があった場合、その分を医療費から控除）。また、平成26年度は速報値

◎ 都道府県別 1人当たり医療費の状況（平成26年度年間分）

(単位：円)

順位	都道府県	医療費	順位	都道府県	医療費	順位	都道府県	医療費
1	福岡県	1,173,523	17	岡山県	965,703	33	埼玉県	838,917
2	高知県	1,138,012	18	香川県	958,764	34	茨城県	832,152
3	北海道	1,084,324	19	愛媛県	934,596	35	福島県	829,462
4	長崎県	1,078,805	20	愛知県	928,814	36	山梨県	827,724
5	広島県	1,060,938	21	奈良県	914,153	37	宮城県	819,662
6	佐賀県	1,057,956	22	滋賀県	913,320	38	栃木県	819,408
7	大阪府	1,047,575	23	宮崎県	911,748	39	三重県	812,965
8	鹿児島県	1,045,394	24	和歌山県	906,592	40	青森県	804,250
9	熊本県	1,031,623	25	福井県	906,415	41	山形県	801,112
10	山口県	1,030,986	26	東京都	901,808	42	長野県	800,678
11	大分県	1,022,072	27	島根県	888,851	43	秋田県	796,991
12	沖縄県	1,020,303	28	鳥取県	883,434	44	千葉県	795,480
13	徳島県	998,621	29	富山県	876,387	45	静岡県	788,793
14	京都府	995,907	30	神奈川県	850,013	46	岩手県	756,773
15	石川県	987,322	31	群馬県	849,763	47	新潟県	741,663
16	兵庫県	983,627	32	岐阜県	841,325		全国平均	923,576

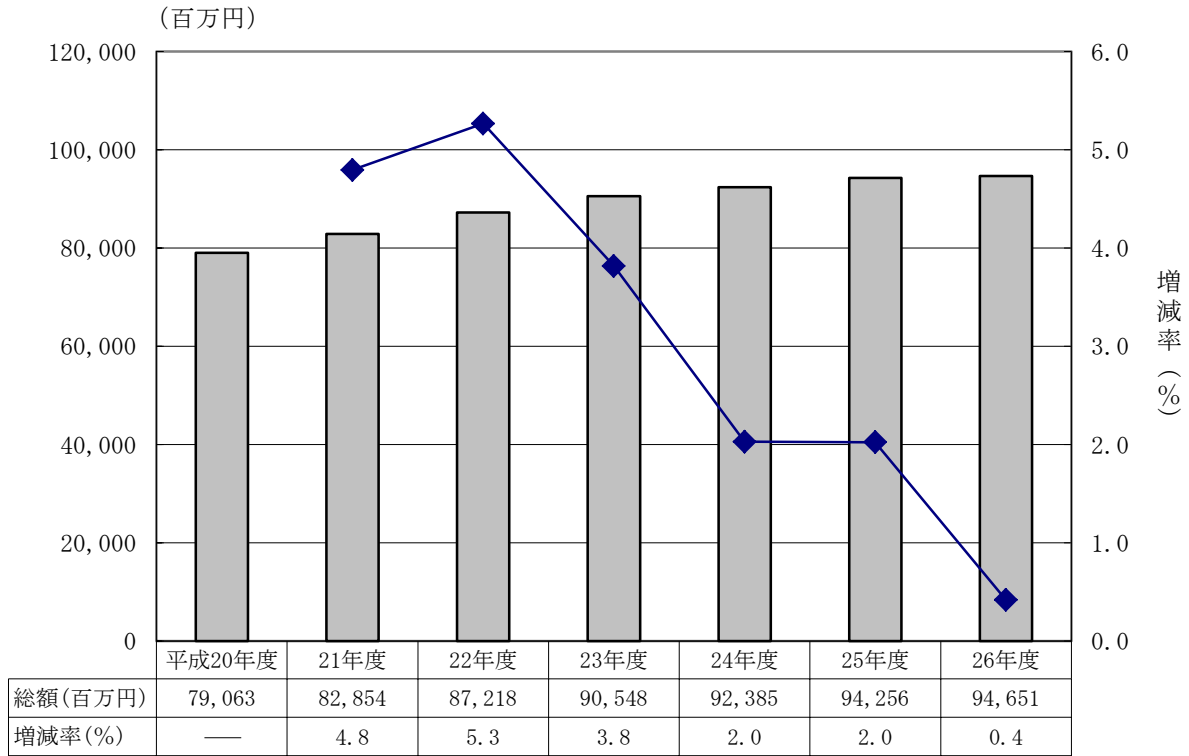
※医療費総額（4～3月）から療養費を除き、平均被保険者数（4～3月）で除したもの

(出典) 国民健康保険中央会 医療費速報

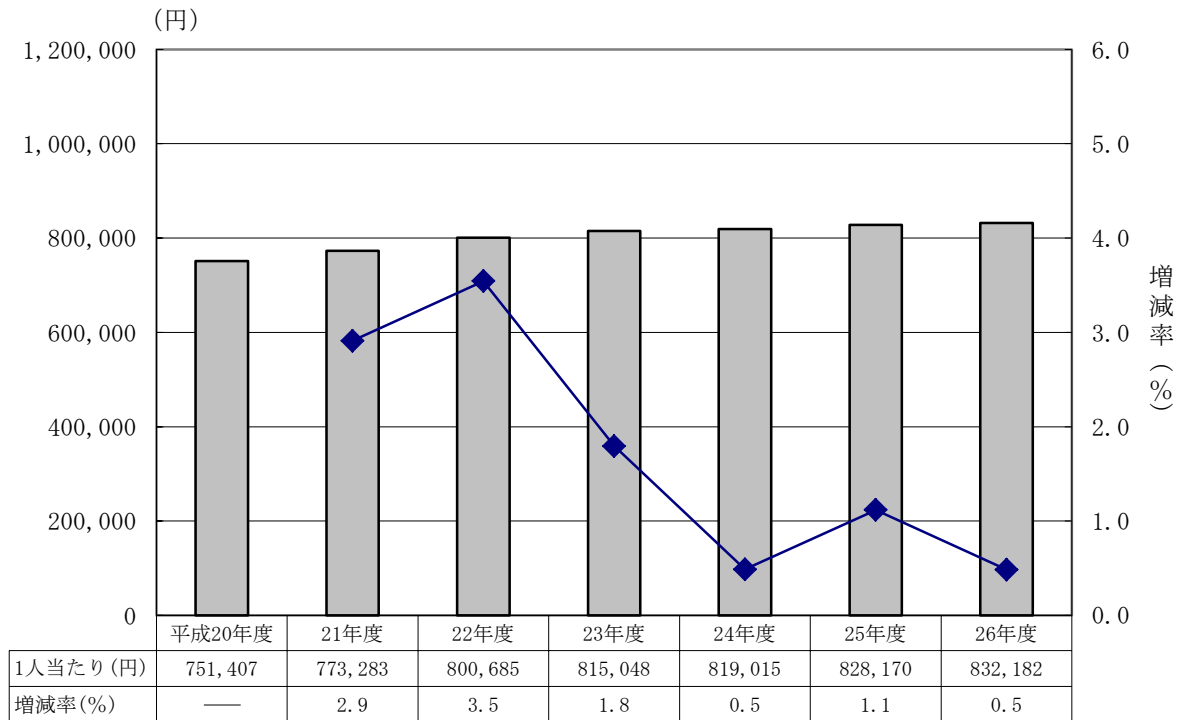
(2) 療養給付費等（医療費－自己負担分）

※損害賠償金等があった場合、その分を療養給付費等から控除。また、平成20年度は12か月に換算

ア 総額



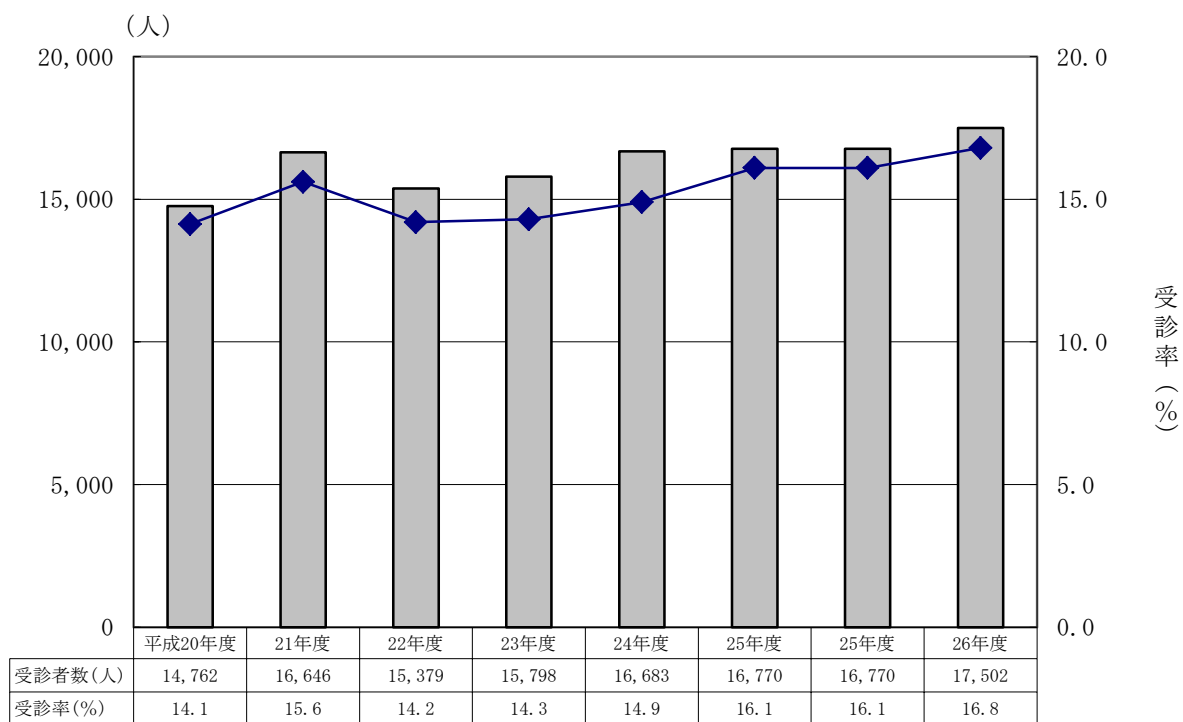
イ 1人当たり





### 3 保健事業の状況（健康診査事業）

#### (1) 受診者数



※国の考え方に沿い、平成25年度以降、被保険者数から長期入院者及び施設入所者を健診対象から除外

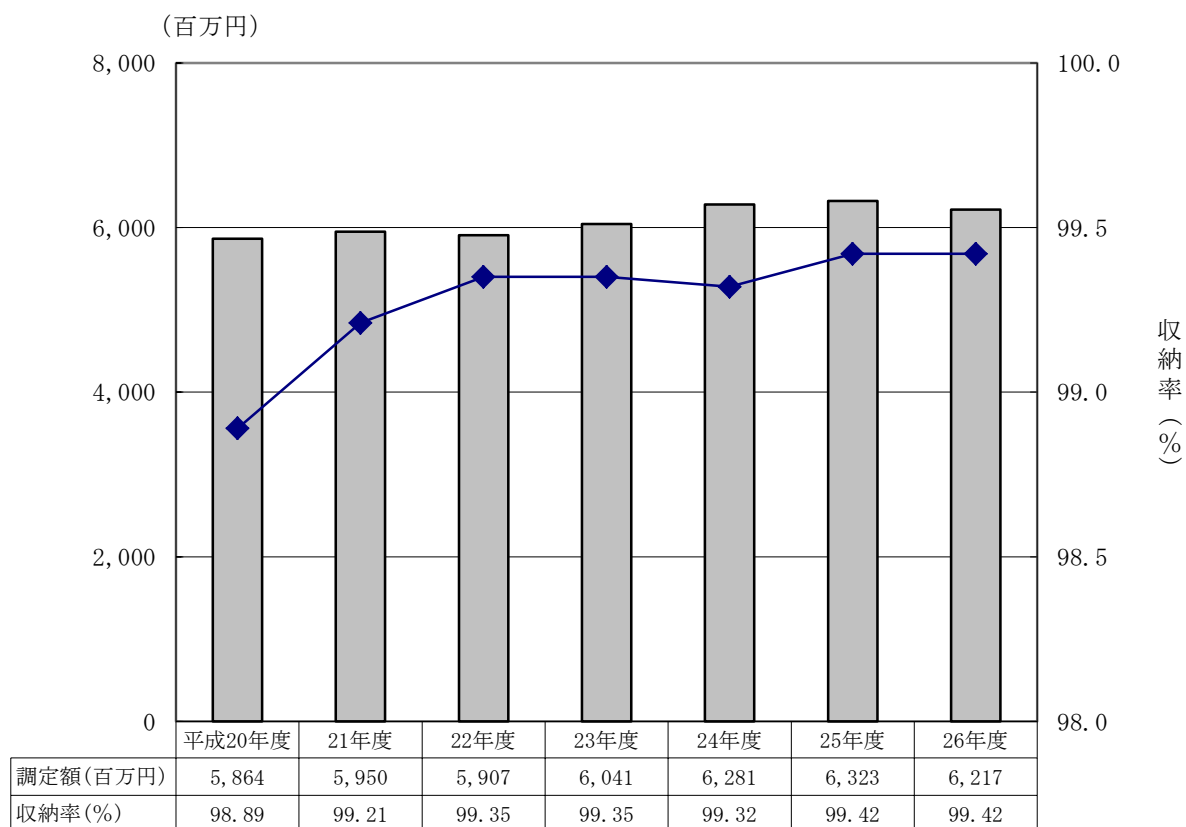
#### ◎ 市町別受診率の推移

(単位：%)

市 町	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
福井市	10.9	12.5	13.4	13.8	13.8	14.7	15.6
敦賀市	16.9	17.9	15.1	16.3	15.8	17.7	19.5
小浜市	6.8	7.9	7.4	8.6	9.1	10.0	9.8
大野市	10.1	17.1	12.2	12.2	13.1	15.1	13.9
勝山市	13.0	15.7	16.4	14.8	14.6	18.3	19.3
鯖江市	30.4	27.1	18.7	18.0	19.1	20.1	21.3
あわら市	6.8	6.9	6.7	6.8	9.6	9.8	10.4
越前市	24.5	25.4	19.5	18.0	18.6	19.2	19.8
坂井市	12.2	13.2	13.2	13.0	15.4	15.7	15.0
永平寺町	10.3	9.8	11.4	11.2	12.7	13.6	17.3
池田町	34.5	37.2	34.4	34.8	33.7	32.3	34.4
南越前町	13.2	14.8	15.3	14.9	16.5	18.4	17.3
越前町	5.1	10.0	10.5	11.7	11.1	12.9	13.7
美浜町	13.0	17.2	14.3	16.2	15.4	17.1	21.2
高浜町	17.1	16.9	17.5	17.6	20.0	21.9	21.7
おおい町	15.1	17.1	16.7	16.3	15.7	20.3	22.6
若狭町	11.0	13.5	14.8	16.0	16.2	17.1	18.3
県平均	14.1	15.6	14.2	14.3	14.9	16.1	16.8

## 4 保険料の状況

### (1) 調定額・収納率



### ◎市町別保険料調定額及び収納率の状況

(単位：百万円、%)

市 町	平成20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	調定額	収納率	調定額	収納率	調定額	収納率	調定額	収納率	調定額	収納率	調定額	収納率	調定額	収納率
福 井 市	2,056	98.56	2,100	99.03	2,110	99.19	2,178	99.26	2,289	99.20	2,326	99.36	2,318	99.33
敦 賀 市	551	98.24	549	98.89	539	99.14	544	99.10	561	99.02	551	99.29	529	99.18
小 浜 市	250	99.63	250	99.50	247	99.51	247	99.14	251	99.41	247	99.42	240	99.54
大 野 市	260	99.31	258	99.56	250	99.80	255	99.68	262	99.66	262	99.91	263	99.70
勝 山 市	221	98.98	226	99.50	225	99.88	225	99.99	231	99.98	226	99.98	220	99.99
鯖 江 市	407	98.99	411	99.32	415	99.19	430	99.35	447	99.18	455	99.19	463	99.18
あ  わ  ら 市	210	99.15	212	99.37	209	99.47	214	99.37	221	99.33	223	99.61	221	99.76
越 前 市	606	98.99	617	99.09	606	99.39	620	99.41	639	99.31	645	99.15	627	99.15
坂 井 市	537	99.06	552	99.38	543	99.21	561	99.26	592	99.33	601	99.45	580	99.62
永 平 寺 町	134	99.49	142	99.30	140	99.58	140	99.75	143	99.59	149	99.63	144	99.65
池 田 町	31	100.00	30	99.94	30	100.00	30	100.00	31	100.00	31	100.00	28	100.00
南 越 前 町	107	100.00	110	99.24	104	99.96	104	99.83	110	99.79	103	100.00	104	99.60
越 前 町	155	98.78	160	99.36	162	99.49	163	99.25	163	99.73	167	99.36	161	99.25
美 浜 町	85	99.56	82	99.90	79	99.82	78	99.85	81	99.85	78	99.79	77	99.77
高 浜 町	68	99.76	66	99.74	65	99.88	66	99.31	70	98.80	67	99.61	65	99.98
お  お い 町	62	99.95	60	99.84	61	99.61	62	99.88	64	99.88	63	99.94	59	99.98
若 狭 町	125	99.75	126	99.71	124	99.70	124	99.26	127	99.53	127	99.65	119	99.90
合 計	5,864	98.89	5,950	99.21	5,907	99.35	6,041	99.35	6,281	99.32	6,323	99.42	6,217	99.42

(2) 保険料軽減別人数

◎ 市町保険料軽減別人数（平成27年8月31日現在）

（単位：人）

減額割合 市町	均等割軽減						所得割軽減			⑩軽減対象者計 (⑥+⑨)	⑪軽減なし	⑫合計 (⑩+⑪)
	①9割 〔年額 4,300円〕	②8.5割 〔年額 6,500円〕	③5割 〔年額 21,800円〕	④2割 〔年額 34,900円〕	⑤被扶養者 〔年額 4,300円〕	⑥小計 (①～⑤)	⑦5割 (⑧+⑨)	⑧うち、 均等割軽減対象者	⑨うち、 所得割軽減のみ			
福井市	5,043	6,269	3,105	2,810	4,762	21,989	4,347	3,325	1,022	23,011	13,160	36,171
敦賀市	1,706	1,434	765	935	708	5,548	878	713	165	5,713	3,037	8,750
小浜市	740	934	444	366	853	3,337	599	472	127	3,464	1,503	4,967
大野市	671	1,394	633	415	1,164	4,277	827	638	189	4,466	1,762	6,228
勝山市	374	907	527	333	704	2,845	788	559	229	3,074	1,394	4,468
鯖江市	843	1,483	887	708	1,499	5,420	1,330	974	356	5,776	2,750	8,526
あわら市	526	784	374	330	861	2,875	560	408	152	3,027	1,525	4,552
越前市	1,294	2,088	1,239	957	1,837	7,415	1,800	1,343	457	7,872	3,834	11,706
坂井市	1,332	2,233	1,152	820	2,405	7,942	1,566	1,206	360	8,302	3,791	12,093
永平寺町	242	636	322	208	514	1,922	450	338	112	2,034	944	2,978
池田町	58	202	133	55	166	614	156	136	20	634	157	791
南越前町	203	398	248	191	319	1,359	293	232	61	1,420	699	2,119
越前町	462	793	392	274	706	2,627	503	387	116	2,743	1,092	3,835
美浜町	268	353	168	142	354	1,285	188	154	34	1,319	512	1,831
高浜町	249	343	175	129	299	1,195	194	165	29	1,224	403	1,627
おおい町	206	282	150	88	254	980	158	136	22	1,002	383	1,385
若狭町	264	528	241	174	603	1,810	326	233	93	1,903	926	2,829
合計	14,481	21,061	10,955	8,935	18,008	73,440	14,963	11,419	3,544	76,984	37,872	114,856
比率(%)	12.6	18.3	9.5	7.8	15.7	63.9	13.0	9.9	3.1	67.0	33.0	100.0

5 短期被保険者証の交付状況

◎ 市町別短期被保険者証の交付状況

（単位：人）

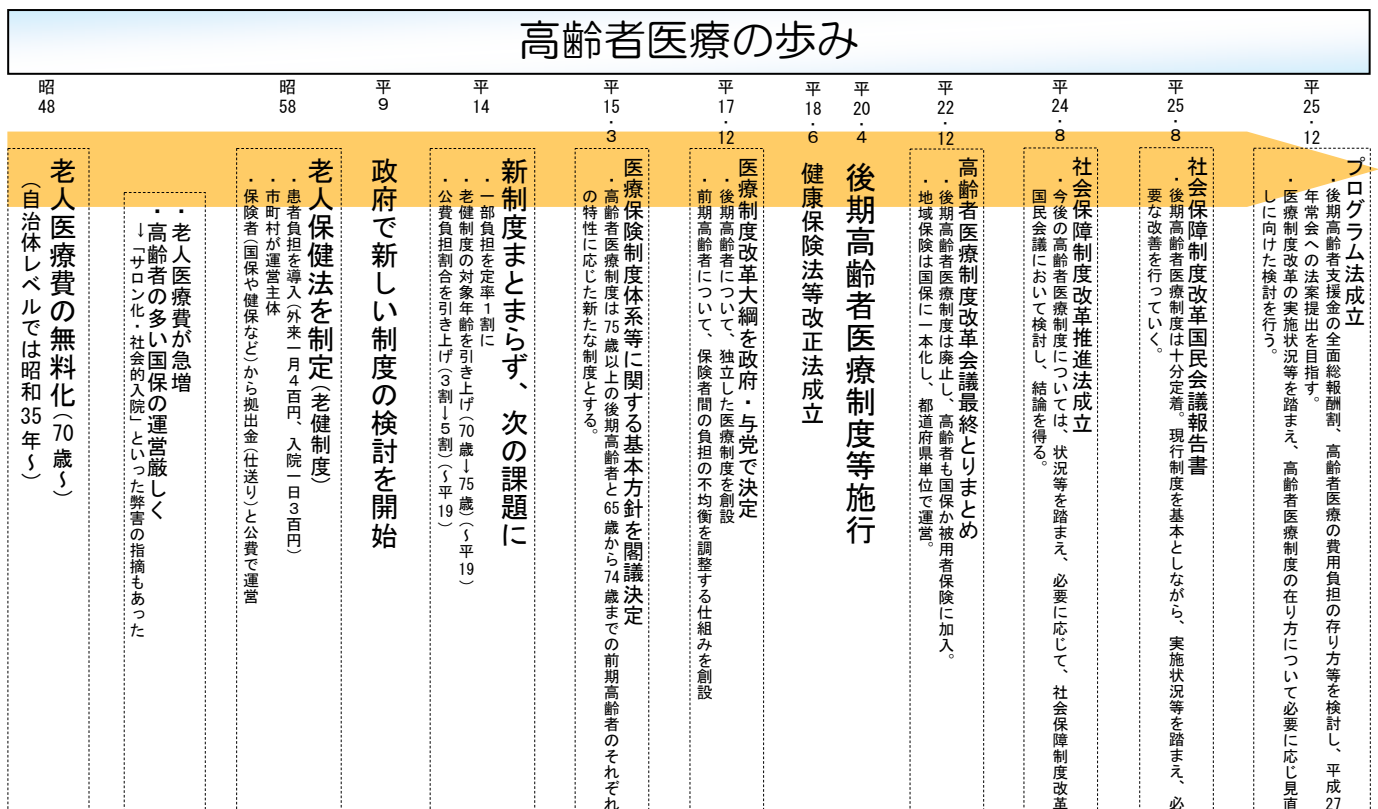
市町	更新者数（8月1日現在）							平成27年8月31日現在	
	平成21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	交付者数	被保険者数
福井市	203	174	126	40	70	65	84	83	36,171
敦賀市	82	79	70	64	43	32	24	24	8,750
小浜市	13	15	5	17	19	23	34	34	4,967
大野市	36	9	8	6	9	9	7	7	6,228
勝山市	10	5	2	0	0	0	0	0	4,468
鯖江市	60	87	73	59	74	71	76	72	8,526
あわら市	10	27	23	25	24	18	14	12	4,552
越前市	77	70	82	75	71	93	102	91	11,706
坂井市	25	42	43	52	85	62	27	27	12,093
永平寺町	2	11	10	16	14	23	13	11	2,978
池田町	0	0	0	0	0	0	0	0	791
南越前町	0	2	1	1	0	0	1	0	2,119
越前町	11	9	6	8	8	7	9	9	3,835
美浜町	4	0	1	4	0	0	2	1	1,831
高浜町	5	4	0	0	4	6	3	3	1,627
おおい町	0	4	5	3	1	1	1	1	1,385
若狭町	4	14	4	2	3	2	3	2	2,829
合計	542	552	459	372	425	412	400	377	114,856

# 資 料 編

# ① 沿革（規約、広域計画）

## ○ 沿革

平成18年	5月22日	広域連合設立準備検討会（県、4市2町、市長会、町村会、国保連）
平成18年	9月1日	広域連合設立準備委員会（事務局：県1名、市町5名、国保連1名）
平成19年	1月12日	広域連合設立許可申請（福井県内17市町長から福井県知事あて）
平成19年	2月1日	福井県後期高齢者医療広域連合設立（福井県知事許可） 坂川 優（福井市長）広域連合長就任 [構成団体] 福井県内全市町（17市町） [事務所] 福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館5階
平成19年	3月29日	広域連合議会第1回定例会 広域計画（平成19～23年度）策定
平成19年	11月16日	平成20・21年度保険料率決定（均等割額43,700円、所得割率7.9%）
平成19年	11月27日	山岸正裕（勝山市長）広域連合長就任
平成20年	4月1日	後期高齢者医療制度開始
平成20年	6月12日	東村新一（福井市長）広域連合長就任
平成22年	2月5日	平成22・23年度保険料率改定（据置き）
平成24年	1月5日	東村新一（福井市長）広域連合長就任（再選）
平成24年	2月17日	平成24・25年度保険料率改定（据置き）
平成24年	3月27日	第二次広域計画（平成24～28年度）策定
平成26年	2月20日	平成26・27年度保険料率改定（据置き）



## ○ 福井県後期高齢者医療広域連合規約

〔平成19年2月1日  
福井県指令市第43号〕

平成20年4月1日福井県指令市第415号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、福井県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、福井県内のすべての市町（以下「構成市町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、福井県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第48条に規定する後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）に規定する事務を除く。）を処理する。

(広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）の項目は、次のとおりとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(事務所の位置)

第6条 広域連合の事務所は、福井市に置く。

(議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、23人とする。

2 広域連合議員は、構成市町の議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、構成市町の議会の議員のうちから、各構成市町の議会において別表第1に掲げる数を選挙する。

2 構成市町の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

(議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、その属する構成市町の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が構成市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員としての任期による。

(広域連合長等)

第 1 1 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 2 人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

(広域連合長の選任の方法等)

第 1 2 条 広域連合長は、構成市町の長のうちから、構成市町の長が投票によりこれを選挙する。

2 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

(副広域連合長の選任の方法等)

第 1 3 条 副広域連合長は、構成市町の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

2 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、広域連合長が定める順序によりその職務を代理する。

(広域連合長等の任期)

第 1 4 条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、それぞれの属する市町の長としての任期による。

(執行機関の補助職員)

第 1 5 条 第 1 1 条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

(会計管理者)

第 1 6 条 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(選挙管理委員会)

第 1 7 条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、3 人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成市町の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4 年とする。

(監査委員)

第 1 8 条 広域連合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第 1 9 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 共通経費負担金(構成市町の負担金のうち、次号及び第 3 号に掲げる負担金以外のものをいう。)

(2) 法第 9 8 条に基づき負担する額

(3) 法第 1 0 5 条に規定する保険料等

(4) 国及び県の支出金

(5) 法第 1 1 8 条の後期高齢者支援金等

(6) 事業収入

(7) その他の収入

2 前項第1号の共通経費負担金の額は、別表第2の負担割合により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第20条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第16条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日から平成19年3月31日までの間は、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と、別表第2備考中「前年度」とあるのは「当年度」と読み替えるものとする。

(準備行為)

3 広域連合は、この規約の施行の日から平成20年3月31日までの間は、第4条の規定にかかわらず、同条に規定する事務に係る準備行為を行うものとする。

附 則 (平成20年福井県指令市第415号)

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福井県後期高齢者医療広域連合規約別表第2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担割合の算定について適用し、平成25年度以前の年度分の負担割合の算定については、なお従前の例による



別表第1（第8条関係）

構成市町	議員数
福井市	3人
敦賀市	2人
小浜市	1人
大野市	1人
勝山市	1人
鯖江市	2人
あわら市	1人
越前市	2人
坂井市	2人
永平寺町	1人
池田町	1人
南越前町	1人
越前町	1人
美浜町	1人
高浜町	1人
おおい町	1人
若狭町	1人

別表第2（第19条関係）

項目	負担割合
均等割	10%
人口割	40%
高齢者人口割	50%

## 備考

- 1 人口割については、前年度の4月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 2 高齢者人口割については、前年度の4月1日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。

## ○ 福井県後期高齢者医療広域連合 第二次広域計画

### 1 趣旨

福井県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画（以下「第二次広域計画という。」）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第291条の7及び福井県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月1日福井県指令第43号。以下「広域連合規約」という。）第5条に基づき、平成19年に策定された5か年の福井県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「第一次広域計画」という。）をうけて策定するものです。

第一次広域計画において、福井県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と福井県後期高齢者医療広域連合を構成する全ての市町（以下「構成市町」という。）とが相互に役割を担い、総合的かつ計画的に事務処理をするため、それぞれ処理する事務を明確にし、これまで後期高齢者医療に関する事務を円滑に運営してきたところであり、第一次広域計画を補完する形で、第二次広域計画を策定するものです。

### 2 状況と課題

#### (1) 状況

総務省統計局による平成23年4月の人口推計によれば、日本の総人口に占める65歳以上人口の割合は23.2%で、前年同時期に比べ0.2%増加し、75歳以上人口の割合は11.5%で、前年同時期に比べ0.5%増加しています。

平成23年4月1日現在の県内人口81万7,985人のうち65歳以上は19万9,133人で年々増加傾向にあり、高齢化率は24.3%で、全国平均より高く、高齢化が進んでいます。そのうち75歳以上は10万8,482人、後期高齢化率も13.3%で、全国平均より高くなっています（福井県長寿福祉課調べ）。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、約20年後の平成42年には後期高齢者は今より3割以上増加し、後期高齢化率が20%を超えると予想されています。実に県民の5人に一人が後期高齢者という時代がやってくることになります。

また、本県の一人当たりの後期高齢者医療費は平成22年度で約87万8千円です。全国平均の約89万4千円に比べ約1.79%下回っていますが、制度開始以降、年々増加してきています。

（参考）福井県の状況

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総人口（人）	828,564	824,957	821,223	817,985
65歳以上人口（人）	194,215	197,733	199,997	199,133

75 歳以上人口（人）	100,662	103,723	105,621	108,482
高齢化率（％）	23.4	24.0	24.4	24.3
75 歳以上比率（％）	12.2	12.6	12.9	13.3
一人当たり後期 高齢者医療費（円）	828,645	850,224	877,806	—

※人口関係の数値は福井県長寿福祉課「高齢者福祉基礎調査」（各年度 4 月 1 日現在）による。

※医療費に関する数値は広域連合調べ（20 年度は 11 か月分を 12 か月に換算）。

## (2) 課題

制度の開始当初は混乱が見られたものの、現在では、制度は比較的安定して運営されています。しかし、既に国では現行の高齢者医療制度の廃止を前提に、平成 22 年 12 月の高齢者医療制度改革会議において、新たな高齢者医療制度の創設に向けた、最終とりまとめが示されています。

ただ、制度が変わっても、急速な高齢化の進行による被保険者数の増加や医療技術の高度化による医療費の増大など、高齢者の医療を取り巻く基本的な状況は変わることはないと思われま

す。新制度への移行を混乱なく進めるための準備が欠かせないことはもちろんですが、新制度に移行されるまでは、現行制度を安定的に運営していく必要があります。

さらに、現在検討されている新制度が本計画の期間内に創設されることになった場合には、被保険者を始め、医療機関及び構成市町が混乱しないよう、新制度への移行を円滑に進める必要があります。

## 3 基本方針

広域連合は、後期高齢者医療制度の運営に当たり、構成市町との緊密な連携協力の下、保険料負担による世代間の公平性の確保を図るとともに、被保険者から安心して信頼され、将来に渡って安定した計画性のある保険運営及び健全な財政運営を行うものとします。

## 4 広域計画の項目

広域計画は、広域連合規約第 5 条（広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載します。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して、広域連合及び構成市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

## 5 広域連合が行う事務

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）第 48 条に規定する後期高齢者医療に係る事務（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 18 年政令第 294 号。以下「施行令」という。）に規定する事務を除く。）を行うも

のとします。

<主な事務>

- ① 被保険者の資格の管理に関する事務
- ② 医療給付に関する事務
- ③ 保険料の賦課に関する事務
- ④ 保健事業に関する事務
- ⑤ その他後期高齢者医療制度の運営に関する事務

## 6 構成市町が行う業務

構成市町は、高齢者医療確保法第104条に規定する保険料の徴収に係る事務及び施行令に規定する後期高齢者医療に係る事務を行うものとします。

<主な事務>

- ① 保険料の徴収に関する事務
- ② 保険料に係る申請の受付に関する事務
- ③ 被保険者の資格管理に係る申請及び届出の受付の事務
- ④ 被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付に関する事務
- ⑤ 医療給付に係る申請及び届出の受付並びに証明書の引渡しに関する事務
- ⑥ ①から⑤までの事務に関連する事務

## 7 広域連合と構成市町との連携協力

広域連合及び構成市町は、後期高齢者医療制度の実施に当たって緊密な連携協力を図るものとし、相互の事務が円滑に進められるよう情報提供、制度に関する周知広報の実施及び被保険者等からの苦情や相談の対応等、その他必要な連携についても、協力して実施するものとします。

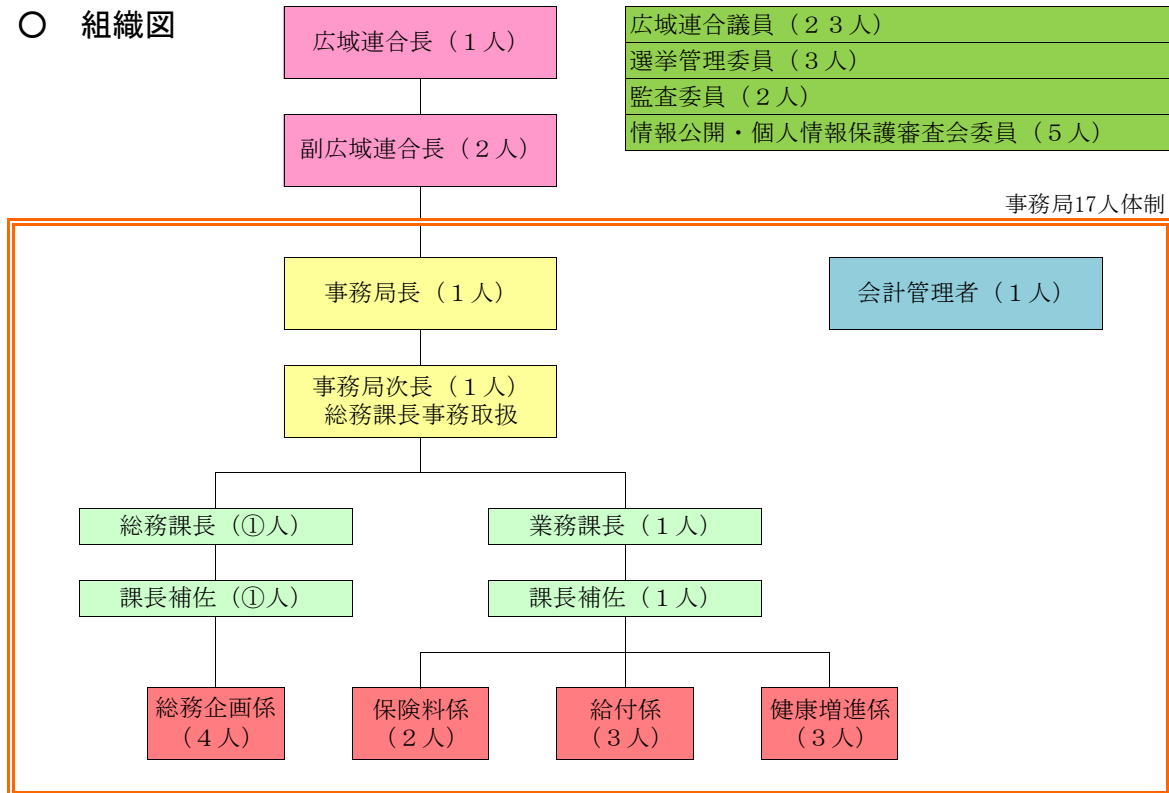
## 8 広域計画の期間及び改定

第二次広域計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。ただし、現在、国において本制度の廃止と廃止後の新制度の検討がなされているため、平成28年度以前に本制度が廃止となり、新制度に移行した場合は、新制度移行までの期間とします。

また、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。

## ② 組織（事務分掌）

### ○ 組織図



※丸付の数字は、兼務職員数を表す。

### ○ 事務分掌

総務課	業務課
総務企画係	保険料係
(1) 組織及び職員の人事管理に関する事。	(1) 資格管理に関する事。
(2) 文書及び公印管理に関する事。	(2) 保険料に関する事。
(3) 情報公開・個人情報保護に関する事。	(3) その他後期高齢者医療制度（保険料に関するものに限る。）に関する事。
(4) 入札及び契約に関する事。	給付係
(5) 予算の執行に関する事。	(1) 給付に関する事。
(6) 財産の取得・管理及び処分に関する事。	(2) 医療費適正化事業に関する事。
(7) 監査に関する事。	(3) 電算処理システムの管理及び運営に関する事。
(8) 選挙に関する事。	(4) 保険者徴収に関する事。
(9) 争訟事務に関する事。	(5) その他後期高齢者医療制度（給付に関するものに限る。）に関する事。
(10) 議会に関する事。	健康増進係
(11) 条例、規則及び規程の制定、改廃並びに公告式に関する事。	(1) 健康増進に関する事。
(12) 広報及び広聴に関する事。	(2) 保健事業に関する事。
(13) 広域計画に関する事。	(3) レセプトに関する事。
(14) 調整会議に関する事。	(4) 第三者行為による損害賠償請求に関する事。
(15) 正副広域連合長会議に関する事。	(5) 過誤及び再審査に関する事。
(16) 全国後期高齢者医療広域連合協議会及び近畿ブロック協議会に関する事。	(6) その他後期高齢者医療制度（健康増進に関するものに限る。）
(17) 予算に関する事。	
(18) 財政計画、財務諸調査等に関する事。	
(19) その他後期高齢者医療制度（制度運営に関するものに限る。）に関する事。	
(20) 庶務に関する事。	
(21) 他の課に属さない事務に関する事。	

○ 執行機関・附属機関等名簿（平成27年10月16日現在）

< 広域連合長・副広域連合長 >

役 職	氏 名	任 期	備 考
広域連合長	東村 新一	平成24年1月5日 ～ 平成27年12月22日	福井市長
副広域連合長	杉本 博文	平成25年3月28日 ～ 平成29年2月1日	池田町長
	(空 席)		

< 選挙管理委員 >

役 職	氏 名	任 期	所属市町
委 員 長	田中眞佐子	平成27年3月29日 ～ 平成31年3月28日	永平寺町
委員長職務代理者	森本 陽子	〃	勝 山 市
委 員	西野 薫	〃	鯖 江 市

< 監査委員 >

役 職	氏 名	任 期	所属市町
識見監査委員	田本 光三	平成27年3月29日 ～ 平成31年3月28日	坂 井 市
議選監査委員	(空 席)		

< 情報公開・個人情報保護審査会委員 >

役 職	氏 名	任 期	所属市町
会 長	海道 宏実	平成26年4月1日 ～ 平成28年3月31日	福 井 市
会長職務代理者	清水 泰幸	〃	永平寺町
委 員	村上千夏子	〃	福 井 市
	南部 友子	〃	大 野 市
	志田 範雄	〃	あわら市

< 長寿医療運営懇話会委員 >

役 職	氏 名	任 期	所属団体
会 長	村上 哲雄	平成27年8月1日 ～ 平成29年7月31日	福井県社会福祉協議会
副 会 長	五十嵐二三男	〃	福井県老人クラブ連合会
委 員	重久 博子	〃	〃
	池上 敬次	〃	福井県シルバー人材センター連合
	廣瀬 龍吉	〃	福 井 県 医 師 会
	近藤 貢	〃	福井県歯科医師会
	森中 裕信	〃	福井県薬剤師会
	奥西 栄介	〃	福 井 県 立 大 学
	小川 弥仁	〃	福井県老人福祉施設協議会
	宮地 誠	〃	全国健康保険協会福井支部
	山村 英幸	〃	福井県都市国保連絡協議会

< 広域連合議員 >

所属市町	氏名	任期	役職	備考
福井市	泉 和弥	平成27年5月26日 ~ 平成31年5月1日		
	堀江 廣海	〃		市会議長
	野嶋 祐記	〃		
敦賀市	別所 治	平成27年5月20日 ~ 平成31年4月29日		
	馬淵 清和	〃		
小浜市	垣本 正直	平成27年5月18日 ~ 平成31年4月30日		市会議長
大野市	畑中 章男	平成27年3月11日 ~ 平成31年2月20日		
勝山市	帰山 寿憲	平成27年9月2日 ~ 平成31年8月31日		市会議長
鯖江市	平岡 忠昭	平成27年7月23日 ~ 平成31年7月14日		
	末本 幸夫	〃		市会議長
あわら市	山川 豊	平成27年6月30日 ~ 平成29年6月30日		
越前市	小形 善信	平成26年8月4日 ~ 平成30年7月29日		
	城戸 茂夫	平成27年9月18日 ~ 平成30年7月29日		市会議長
坂井市	田中 哲治	平成26年5月13日 ~ 平成30年4月22日		
	松本 朗	〃		
永平寺町	川崎 直文	平成26年8月6日 ~ 平成30年7月31日	広域連合副議長	町会議長
池田町	佐野 和彦	平成27年5月8日 ~ 平成31年4月29日		〃
南越前町	小山 喜一	平成26年5月9日 ~ 平成30年4月30日		〃
越前町	木村 繁	平成27年4月24日 ~ 平成29年3月12日		〃
美浜町	藤本 悟	平成26年3月17日 ~ 平成30年3月14日		〃
高浜町	横田 則孝	平成27年5月8日 ~ 平成31年4月29日		〃
おおい町	古石 實	〃		〃
若狭町	清水 利一	平成27年5月8日 ~ 平成29年4月30日		〃

○ 職員派遣の状況

(単位：人)

市 町	人口総数 H27. 4. 1現在	被保険者数 H27. 3. 31現在	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
福井県	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福井市	266,358	35,847	4	4	4	4	4	4	4	4	4
敦賀市	67,424	8,744	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小浜市	30,456	4,993	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大野市	35,026	6,220	1	1	1	1	1	1	1	1	1
勝山市	24,754	4,466	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鯖江市	68,812	8,432	1	1	1	1	1	1	1	1	1
あわら市	29,300	4,521	1	1	1	1	1	1	1	1	1
越前市	83,614	11,643	2	2	1	1	1	1	1	1	1
坂井市	93,099	11,972	2	2	2	1	1	1	1	1	1
永平寺町	19,291	2,955	1	1				1	1	1	
池田町	2,852	795									
南越前町	11,241	2,105			1	1	1				1
越前町	22,823	3,838	1	1	1	1	1	1	1	1	1
美浜町	10,054	1,822					1	1			
高浜町	10,772	1,616			1	1					
おおい町	8,568	1,407							1	1	
若狭町	15,806	2,835	1	1							1

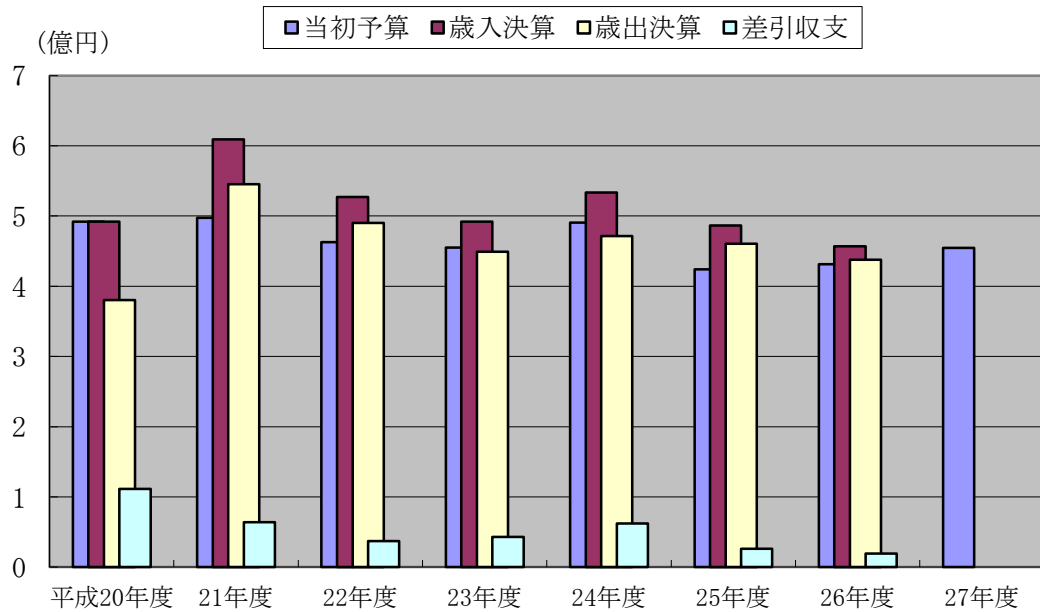
市 計	698,843	96,838	14	14	13	12	12	12	12	12	12
町 計	101,407	17,373	3	3	3	3	3	3	3	3	3
市町計	800,250	114,211	17	17	16	15	15	15	15	15	15
福井県	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計	800,250	114,211	18	18	17	16	16	16	16	16	16

※人口総数は、住民基本台帳に基づく人口

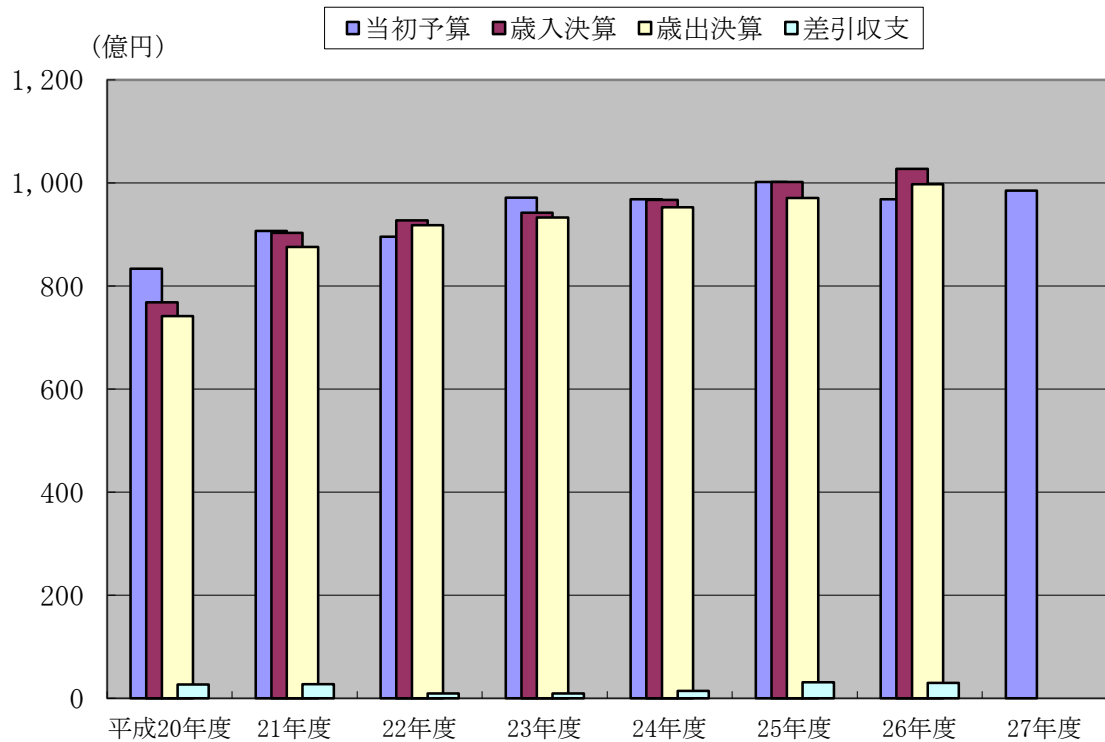


### ③予算及び決算

#### ア 一般会計



#### イ 特別会計



#### ④市町担当課一覧（電話番号）

市 町	後期高齢者医療担当課		後期高齢者保健事業担当課	
	担当課	電話番号	担当課	電話番号
福 井 市	保険年金課	0776-20-5383	保健センター	0776-28-1256
敦 賀 市	国保年金課	0770-22-8119	健康管理センター	0770-25-5311
小 浜 市	市 民 課	0770-53-1111	健康管理センター	0770-52-2222
大 野 市	市民生活課	0779-64-4810	健康長寿課	0779-65-7333
勝 山 市	市 民 課	0779-88-8102	健康長寿課	0779-87-0888
鯖 江 市	国保年金課	0778-53-2207	健 康 課	0778-52-1138
あ  わ  ら 市	健康長寿課	0776-73-8023	健康長寿課	0776-73-8023
越 前 市	保険年金課	0778-22-3002	健康増進課	0778-24-2221
坂 井 市	保険年金課	0776-50-3031	健康増進課	0776-50-3067
永平寺町	住民生活課	0776-61-3945	松岡保健センター	0776-61-0111
池 田 町	保健福祉課	0778-44-8000	保健福祉課	0778-44-8000
南越前町	町民税務課	0778-47-8015	保健福祉課	0778-47-8007
越 前 町	健康保険課	0778-34-8710	健康保険課	0778-34-8710
美 浜 町	住民環境課	0770-32-6703	健康づくり課	0770-32-6713
高 浜 町	住 民 課	0770-72-7703	保 健 課	0770-72-2493
おおい町	保健医療課	0770-77-1155	保健医療課	0770-77-3411
若 狭 町	福 祉 課	0770-62-2703	福 祉 課	0770-62-2703

平成27年10月16日発行

### 福井県後期高齢者医療広域連合

〒910-0843 福井市西開発4丁目202番1

福井県自治会館5階

TEL 0776-54-6330 FAX 0776-52-5720

URL <http://www.fukui-kouiki.or.jp/>

e-mail [info@fukui-kouiki.or.jp](mailto:info@fukui-kouiki.or.jp)